

# 糸魚川市公共施設等 総合管理指針(抜粋)



# 目 次

## 第1章 公共施設等総合管理指針策定の趣旨

1	背景	1
2	目的	1
3	位置づけ	1
4	期間	2
5	対象財産	2

## 第2章 現状と課題

1	人口の現状と見通し	5
2	保有資産の状況	8
3	財政の現状と見通し	17
4	将来更新費用の推計	19
5	現状や課題に関する基本認識	23

## 第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1	公共施設等の管理に関する基本方針及び実施方針	24
2	適正配置の目標	30
3	公共施設等分類ごとの管理に関する基本的な方針	31
4	公共施設マネジメントの実施方針	33
5	推進体制	37
6	庁内の情報管理・共有方策	38
7	市民との情報共有	38

<b>資料1</b>	施設一覧（令和2年4月1日現在）	39
------------	------------------	----

<b>資料2</b>	分布図	48
------------	-----	----

## 第1章 公共施設等総合管理指針策定の趣旨

### 1 背景

私たちの生活は、学校、保育園、福祉施設、庁舎などの公共施設と、道路、橋梁、上下水道などのインフラ資産（以下「公共施設等」という。）によって支えられています。今、全国的に問題になっていることは、高度経済成長期以降に整備された公共施設等が年数の経過とともに老朽化し、これから大量に更新時期を迎えることです。

当市の財政状況は大変厳しい状況ですが、必要な施設を維持していく限り、老朽化対策をしていかなければなりません。そして、人口減少や少子高齢化など、社会情勢の変化も進行しているため、公共施設等の適正化を図る必要があります。

このような状況の中で、国は、全国的な課題として平成26年4月に公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための「公共施設等総合管理計画」を速やかに策定するよう、地方公共団体に対し要請しました。

### 2 目的

当市は、上記の背景を踏まえ、公共施設等全体の現状を把握するとともに、大規模改修や更新（建替え）などにかかる中長期的な経費の見通しや課題を分析し、今後の公共施設等のあり方や管理に関する基本方針を定め、適正な配置及び管理を行うことを目的として「糸魚川市公共施設等総合管理指針」（以下「指針」という。）を策定します。

この指針は、単純に公共施設等の数量を削減することが目的ではなく、総合管理により「社会情勢の変化に応じた適正配置を進める」、「マネジメントによる効率的・効果的な管理を行う」、「長寿命化※を図る」、「財政負担を軽減・平準化する」ことによって、将来にわたり公共サービスを維持し、30年先も持続可能なまちを目指すものです。

今回、計画策定から5年が経過することから、これまでの取組や状況の変化等について反映しました。

※長寿命化とは、老朽化した施設を長く使い続けるため、単に物理的な不具合を修繕するだけではなく、

機能や性能を現状より引き上げること（予防的修繕）により、施設の寿命を延ばすこと。

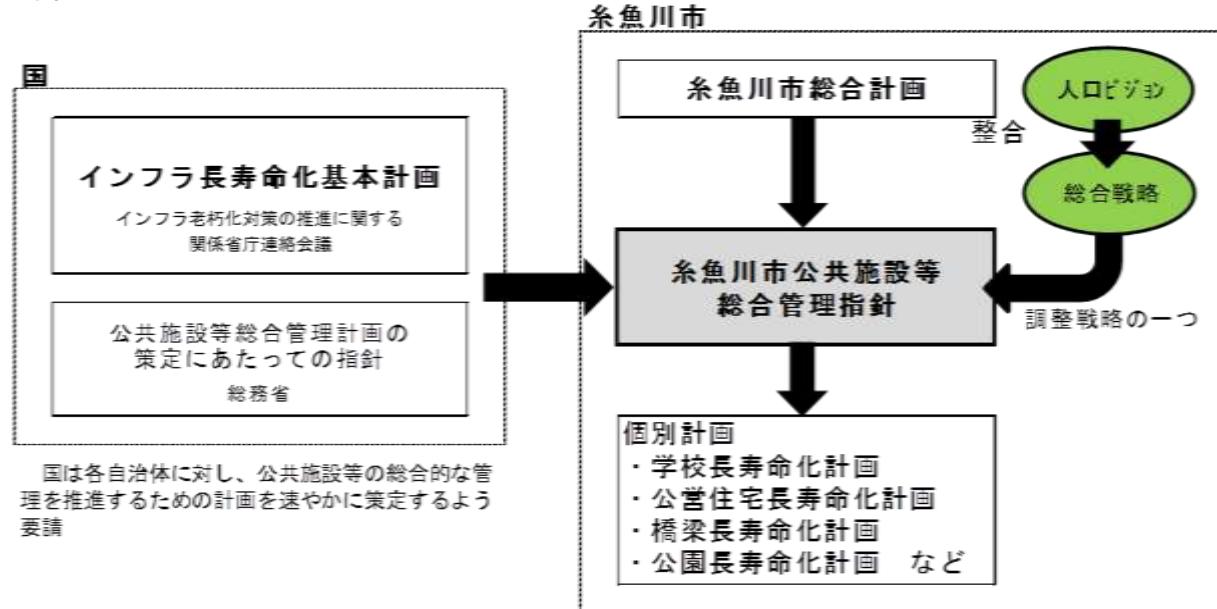
### 3 位置づけ

市は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）により「人口減少問題の克服」を目指しており、人口減少に歯止めをかける「積極戦略」と人口減少に対応するための「調整戦略」を同時に推進しています。

この指針は、総合戦略の「調整戦略」の一つであり、当市の最上位計画である糸魚川市総合計画との整合を図り、公共施設等全体の管理に関する上位計画として位置づけます。

今後策定する各種個別計画は、この指針を基本とし、既に策定されている各種個別計画は、見直しを行って整合を図ります。

## 《相関図》

**4 期間**

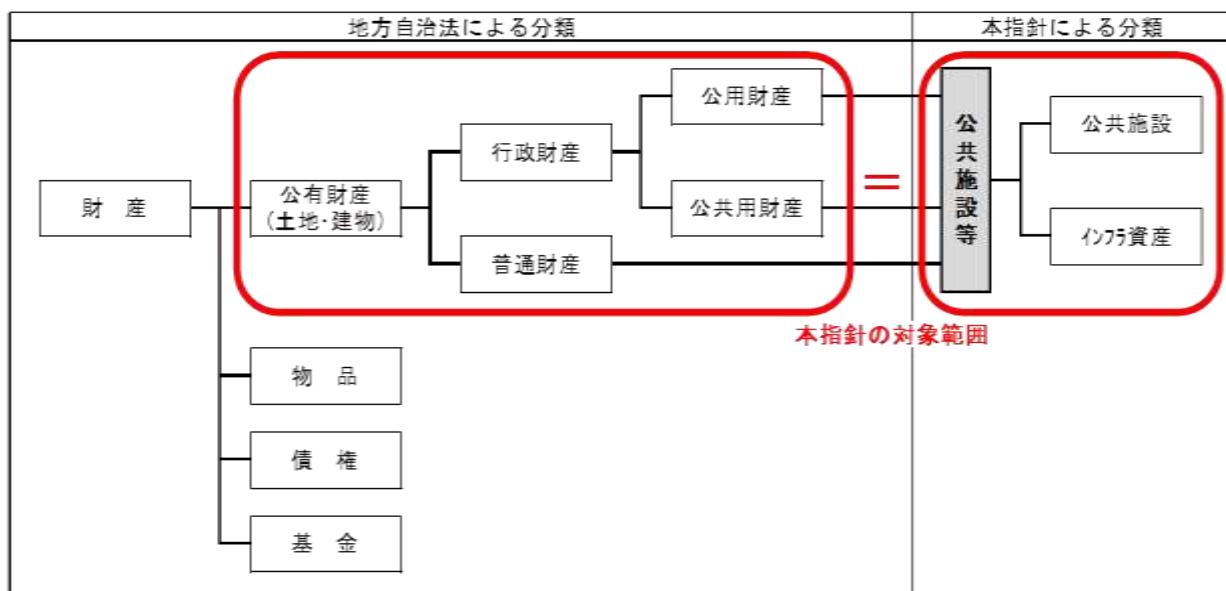
公共施設等の総合管理には、中長期的な視点が不可欠であることから、計画期間は、平成27年度から令和36年度までの40年間（2015年4月1日から2055年3月31日まで）とします。なお、この指針は、原則として5年毎に見直しを行いますが、さらに諸情勢を勘案して、適宜見直しを行うものとします。

**5 対象財産****(1) 財産の分類**

地方自治法で規定する財産分類のうち、「公有財産」がこの指針の対象になります。

ただし、施設を総合的に管理するには性質別に分類する必要がありますので、この指針において「公有財産」を「公共施設等」という同意語に置き換え、性質を表す「公共施設」と「インフラ資産」の中分類を設定します。

なお、土地や有価証券などは公有財産ですが、この指針の対象から除きます。



○行政財産	地方公共団体において公用又は公用に供する財産
○普通財産	主に行政財産から用途廃止した財産 ※貸付、売払い、交換、私権の設定などをすることができます。
○公用財産	市が事務や事業を執行するために直接使用する財産 例) 庁舎、消防施設など
○公共用財産	住民が一般的共同利用する財産 例) 学校、体育館、図書館、公民館、市営住宅など
○公共施設等	公共施設とインフラ資産をいう。
○公 共 施 設	公共団体が所有する建築物、いわゆる「ハコモノ」をいう。
○インフラ資産	公共団体が所有する土木構造物、その他の工作物をいう。

## (2) 公共施設等の分類

公共施設等の分類は、性質別に捉え、まず「公共施設」と「インフラ資産」に分類します。さらに性質を細分化し、16分類を設定しました。



※インフラ資産の「その他」には、ガス、トンネル、河川、農林水産施設の工作物、防火水槽などを含みます。

## ① 公共施設（13分類）

対象とする公共施設は、一般会計及び特別会計に係る建築物で、以下のように分類します。

大分類	中分類	施設例
市民文化系施設	集会施設	公民館、支館
	文化施設	市民会館、ビーチホールまがたま、能生マリンホール、きらら青海
社会教育系施設	図書館	市民図書館
	博物館等	フォッサマグナミュージアム、考古館、歴史民俗資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館、スキー場、健康づくりセンター
	レクリエーション施設・観光施設	キャンプ場、ピアパーク、ジオパル
	保養施設	権現荘、長者温泉ゆとり館、大平やすらぎ館
学校教育系施設	学校	小学校、中学校
	その他教育施設	教育研修センター、教育相談センター
子育て支援施設	幼保・こども園	保育園、幼稚園、めだか園
	幼児・児童施設	能生児童館、青海少年の家
保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人ワーカー、能生シルバーワークフロア
	保健施設	保健センター
	その他社会福祉施設	青海総合福祉会館
医療施設	医療施設	小滝診療所、平岩診療所、根知診療所、こころの総合ケアセンター、能生国保診療所
行政系施設	庁舎等	市役所、事務所
	車庫、倉庫等	除雪車庫、倉庫
	消防施設	消防庁舎、消防詰所
公営住宅	公営住宅	市営住宅
公園	公園	東屋、管理棟、トイレ
供給処理施設	供給処理施設	ごみ処理施設、最終処分場
その他の行政財産	その他の行政財産	斎場、教職員住宅
普通財産	普通財産	用途廃止施設、遊休施設

※建替えを想定していない文化財や用途廃止財産は、更新費用の試算から除外します。

## ② インフラ資産（3分類）

対象とするインフラ資産は、道路・橋梁、上下水道及びその他とします。なお、上下水道には、管に加えて上下水処理施設等の建築物を含めます。

## 第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### 1 公共施設等の管理に関する基本方針及び実施方針

当市は、全国の自治体と同様に「老朽化する公共施設等の更新費用」を「減少していく財源」で賄わなければならないという、相反する難しい局面にあります。

しかし、人口減少や少子高齢化は社会様態の変化であり、見方を変えれば「改革の時期」、「新たな公共サービスへ移行するチャンスのとき」と言えます。

次の世代に過度の負担とならず、将来にわたり持続可能なまちを目指すためには、市民と行政が協働して公共施設等の更新問題に取り組む必要があり、これまでの単体的な公共施設等の整備方法から、今後は、中長期的な視点で横断的に公共施設等を再構築する「全体最適化」の考え方へ転換し、総合的かつ計画的に管理していきます。

そこで、当市の現状と課題を踏まえ、現在の公共サービスの水準を維持しつつ、社会情勢の変化にあった公共施設等のあり方と適正配置の考え方について、4つの基本方針とそれに対する具体的な実施方針を定めます。

また、この指針は、今後のまちづくりや市民に提供する行政サービスに影響を及ぼすものであることから、実効性を確保するため、公共施設等全体の適正配置を進めるまでの目標を設定します。

基本方針 1	社会情勢の変化に応じた適正配置を進める！
基本方針 2	マネジメントによる効率的・効果的な管理を行う！
基本方針 3	長寿命化を図る！
基本方針 4	財政負担を軽減・平準化する！

## 基本方針 1 | 社会情勢の変化に応じた適正配置を進める！

今後の公共施設等のあり方と適正配置は、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化に応じた「規模」と「配置」を基本として考えていかなければなりません。

適正配置の手法の一つとして、国の総合戦略に盛り込まれた「**小さな拠点**」の形成などを視野に入れ、人口減少の状況にあっても安心して暮らせるようなまちづくりを推進するとともに、中長期的な視点でさまざまな公共施設等のあり方を検討し、適正配置を進めることで30年後も持続可能なまちを目指します。

### ■ 利用圏域、用途分類別に公共施設等のあり方を検討する。

公共施設等のあり方を検討するときに、必要な公共サービス、利用圏域、最適な位置、利用者の利便、さらに地域の拠点との交通網による繋がりなど、将来のまちづくりの観点を踏まえていく必要があります。

まずは、公共施設等を利用圏域別に「広域施設」、「市域施設」、「地域施設」、「生活圏施設」、「地区施設」に区分し、用途分類ごとに公共施設等の配置状況や機能重複の有無などを確認した上で、今後の適正配置を検討します。

### ■ 公共施設等の整備、維持管理等の考え方を統一する。

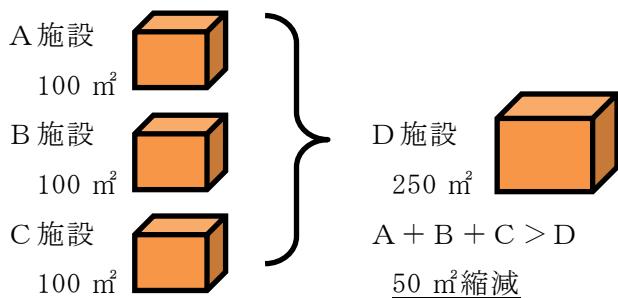
今後、公共施設等の整備、維持管理等は、以下の考え方を基本とします。

### 具体的な実施方針

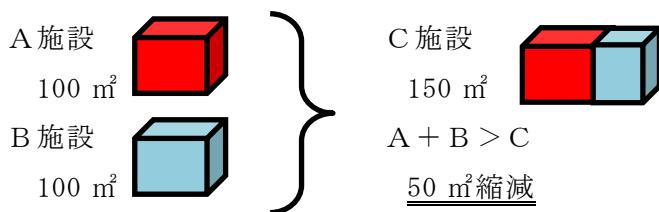
- ① 新規施設の整備を検討する際は、既存の同種施設の廃止と規模縮小についても同時に検討します。
- ② 従来の1施設1機能の考え方だけではなく、1か所に集約化することや1施設を複合化する（民間施設との複合化も含む）ことなどにより、利用範囲の拡大と利便性の向上を図ります。
- ③ 中山間地域では、遊休施設等を有効活用し、生活・福祉サービスと地域活動を一定のエリア内に集めた「**小さな拠点**」づくりと、それらを結ぶ交通ネットワーク等の整備により、地域の再生を目指します。
- ④ 利用が少ない施設、費用対効果が著しく低い施設等は、まず原因の分析を行い、改善を図ります。改善されない場合は、統合、機能移転、廃止等のほか、土地を含めた売却や民間譲渡も検討します。なお、統合や廃止を行う場合は、これまで提供されていた公共サービスの維持や補完等が図られるよう配慮します。
- ⑤ 老朽化等により用途廃止され、かつ、今後も利用見込みがない公共施設は、安全を確保するために取壊しを進めます。

### ■ 適正配置の具体的な計画を策定する。

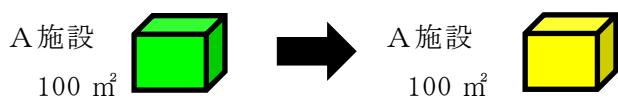
公共施設等全体の適正配置を進めるにあたっては、市民と十分意見交換する中で個別計画や再編計画などを策定していきます。

**集約化のイメージ**

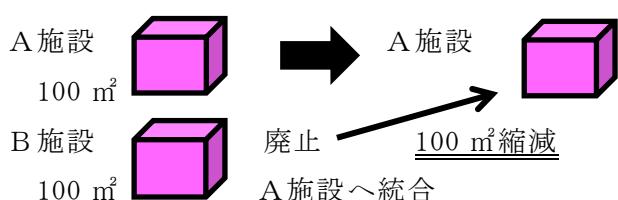
- ・同種の既存施設を集約し、一体の施設として整備する。

**複合化のイメージ**

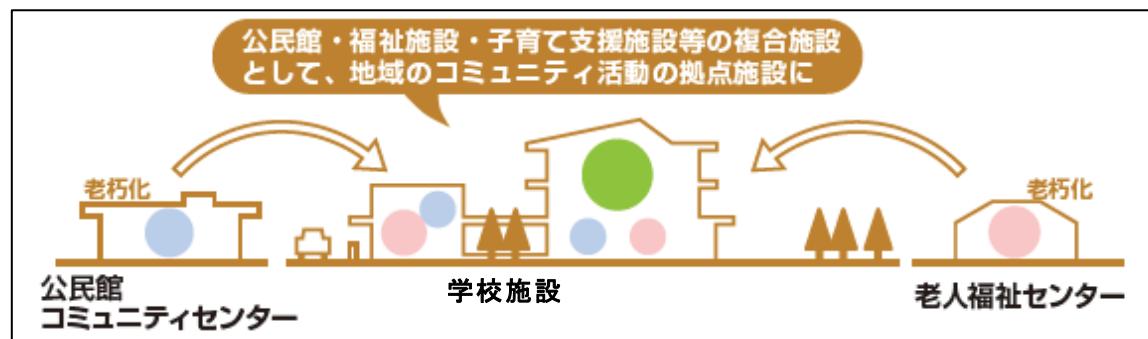
- ・異種の既存施設を統合し、これらの機能を有した複合施設を整備する。
- ・民間施設との複合も検討。

**機能移転（転用）のイメージ**

- ・既存施設を改修し、他の施設として利用する。

**統合のイメージ**

- ・同種の既存施設で利用の少ない方の施設を廃止する。

**上記イメージの具体例**

※文部科学省所管の「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」で平成27年11月に報告された「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について～学びの場を拠点とした地域の振興と再生を目指して～」より引用

基本方針 2	マネジメントによる効率的・効果的な管理を行う！
--------	-------------------------

公共施設等を安全・安心で持続的に維持・管理していくため、全序的・総合的な取組として、「保全・營繕」、「資産管理・活用」、「統廃合・適正配置」など経営戦略的な視点で分析、実行する「マネジメント」の手法を導入し、低コストで効率的・効果的な管理を行っていきます。

マネジメントは、インフラ資産については、基本的に施設の長寿命化に限定されており、国の長寿命化計画等によって一定の方向性が示されているため、この指針では、公共施設のみを対象とします。

**■ 公共施設マネジメントの推進体制を構築する。**

公共施設マネジメントは、全序的な推進体制によって取り組みます。

その手法の一つとして、横断的で専門的な「マネジメントグループ」により、PDCAサイクルに沿った進捗管理を行っていきます。

**■ 「固定資産台帳」と「施設カルテ」により、分析と評価を行う。**

公共施設マネジメントを進めるには、まず、必要な基本情報をできるだけ精微に把握しなければならないため、今後、市が整備する地方公会計の「固定資産台帳」を活用します。

施設所管課は、固定資産台帳に基づく基本情報と利用状況や管理コストなどの管理運営情報を集約した「施設カルテ」を作成します。

施設所管課とマネジメントグループは、施設カルテを活用し、現状の分析と評価を繰り返して行います。

施設所管課は、評価結果を基に事務改善を行い、コスト削減と施設の利用率、稼働率の向上を図ります。

**■ 費用負担に関する市民との合意形成を図る。**

市は、施設カルテを定期的に公表（施設情報を見える化）し、市民と行政で公共施設の現状と課題に関する情報を共有していきます。

今後の公共施設のあり方、見直しの必要性、有効活用等について、市民から広くご意見をお聞きし、利用者負担のあり方についての合意形成を図っていきます。

使用料をいただいている公共施設は、4年に1度を目途に社会情勢の変化に応じて使用料と減免制度の見直しを行い、受益者負担の適正化を図ります。

基本方針 3	長寿命化を図る！
--------	----------

公共施設の寿命は、周辺環境によって異なりますが、法定耐用年数を目安として、適切な保全による長寿命化を図ります。

公共サービスの提供において最も重要なものは「建物」ではなく、「サービスの内容」であることを踏まえ、今後も継続して使用する施設については、計画的に保全を実施することで長寿命化を図り、現状の公共サービスを維持します。

具  
体  
的  
な  
実  
施  
方  
針

■ 「事後保全」から「予防保全」へ転換し、長寿命化を図る。

公共施設等全体の管理の考え方を対処療法的な「事後保全」から計画的な「予防保全」へ転換し、長寿命化を図ります。

公共施設については、既に小中学校及び公営住宅で長寿命化計画を策定しているため、今後は、市全体の適正配置の観点を加えながら予防保全を進めます。

インフラ資産については、一般的に統合、複合化、転用等ができにくいため、国のインフラ長寿命化計画や市の各種個別計画により、長寿命化を進めていきます。

■ 点検・診断等を予防保全に活用する。

公共施設等の安全・安心を維持していくために、日常点検・定期点検、診断等を引き続き実施し、状態を把握するとともに、沿岸部での塩害や山間部での雪害の影響なども念頭に劣化や不具合の早期発見に努めます。

また、点検・診断等の履歴を蓄積することで、適切な予防保全に活かします。

■ 市民の利便性に配慮した施設機能を確保する。

今後も継続して使用していく公共施設等については、修繕等の保全対策を図るとともに、市民が安心して利用できるよう、防災機能の強化、ユニバーサルデザイン(※)やバリアフリー化の推進、環境に配慮した取組など、市民の利便性に配慮した施設機能の確保、向上を図るよう維持管理していきます。

点検・診断等の結果、危険性が高いと認められた公共施設等は、危険の除去を早期に行い、安全を確保します。

※ユニバーサルデザインとは、年齢や障害の有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

■ 耐震化を進める。

耐震化未実施の公共施設は、診断結果、費用、利用状況等を踏まえ、計画的に耐震化を進めます。

また、道路、橋梁、上下水道等のインフラ資産についても震災時の交通ネットワーク及びライフラインとして重要であることから、各種個別計画に基づき耐震化を進めます。

**基本方針 4 財政負担を軽減・平準化する！**

今後、公共施設等の維持管理・更新費用は、当市の財政規模に見合うものにしていかなければなりません。

そこで、中長期的な視点で財政負担の軽減を図り、集中する更新費用の平準化に向けた対策を講じます。

**■ 生涯経費（ライフサイクルコスト）を抑制する。**

建物の費用は、当初の建設費（イニシャルコスト）ばかりが注目されますが、光熱水費、清掃費、修繕費などの維持管理費（ランニングコスト）も含めると、建設費（イニシャルコスト）の4～5倍の生涯経費（ライフサイクルコスト）がかかると言われています。

維持管理費（ランニングコスト）は、公共施設等を維持していく限り、市民の負担が続きますので、さまざまな手法でコスト削減を図ります。

また、施設の新規整備、大規模改修や更新を計画する際には、ライフサイクル全体を見通したコスト縮減に繋がる事業計画を立案し、財政負担の軽減を図ります。

**■ 必要な財源の確保に努める。**

施設の新規整備、大規模改修や更新にあたっては、優先順位を検討するとともに、一般財源だけではなく、国県が行っている補助事業などを積極的に活用して財源の確保に努めます。

施設の新規整備、大規模改修や更新に必要な経費については、年度間格差を平準化することで、借入れ（市債）を抑え、財政的な負担を軽減していきます。

**■ 民間活力の活用を検討する。**

必要な公共サービスの質を適切なコストで提供するため、民間の資金やノウハウ、創意工夫を最大限に活用できる仕組みとして、指定管理者制度※など、民間と連携して公共サービスの提供を行う手法や、公共事業、公共サービスの民営化や民間委託についても検討します。

※指定管理者制度とは、地方自治体が所管する公の施設について、管理運営を民間事業会社を含む法人やその他の団体に委任することができる制度。

## 2 適正配置の目標

この指針は、今後のまちづくりや市民に提供する行政サービスに影響を及ぼすものであることから、実効性を確保するため、公共施設等全体の適正配置を進める上での目標を設定します。

### (1) 公共施設

当市は、市町合併により旧1市2町がそれぞれ整備してきた各施設を引き継いだため、多くの行政財産を所有しています。また、新市建設計画により、合併から10年間で建設・改修を行った施設が数多くあります。当市の特徴としては、居住区域が広範囲にわたり点在しているため、同種の施設であっても地域ごとに必要となっています。

この条件下で市保有施設の総延床面積（7.43 m<sup>2</sup>）を全国平均値（3.82 m<sup>2</sup>）へ近づけるためには、現有施設の総延床面積を半分以下にしなければなりませんが、これは首都圏と異なる施設形態及び当市の実情からすると非現実的であります。

しかし、人口減少が進む中で現有施設の総量が縮小しない場合には、市民一人あたりの負担も増えてしまうため、2015年（平成27年）4月1日現在の人口及び総延床面積を基準として今後の推計人口に応じて総延床面積を縮減していくことが適正配置目標の最低ラインと考えます。

#### 『公共施設の適正配置の目標』

2025年（10年後）までにH27総延床面積の10%以上を縮減する。  
 2035年（20年後）までにH27総延床面積の20%以上を縮減する。  
 2045年（30年後）までにH27総延床面積の25%以上を縮減する。  
 2055年（40年後）までにH27総延床面積の30%以上を縮減する。

	人口 (推計)	H27比較 人口 減少率	総延床面積 の目標	H27比較 総延床面積	H27比較 総床面積 縮減率	人口 1人あたり 床面積
2015年4.1現在	45,493人	—	306,920 m <sup>2</sup>	—	—	6.75 m <sup>2</sup>
2025年(10年後)	40,745人	10.4%	276,200 m <sup>2</sup>	△30,720 m <sup>2</sup>	10.0%	6.78 m <sup>2</sup>
2035年(20年後)	36,959人	18.8%	245,500 m <sup>2</sup>	△61,420 m <sup>2</sup>	20.0%	6.64 m <sup>2</sup>
2045年(30年後)	33,958人	25.4%	230,100 m <sup>2</sup>	△76,820 m <sup>2</sup>	25.0%	6.78 m <sup>2</sup>
2055年(40年後)	31,607人	30.5%	214,800 m <sup>2</sup>	△92,120 m <sup>2</sup>	30.0%	6.80 m <sup>2</sup>

### (2) インフラ資産

インフラ資産は、新たな住宅地等の開発などにより、今後も必要に応じて新規整備をしていく必要がありますが、一定の水準で整備されている状況にあると言えます。

一度整備したインフラ資産は、公共施設と異なり、廃止又は総量縮減は容易ではありません。したがって、今後、これまでに整備してきたインフラ資産は、計画的に修繕等を実施していくことで長寿命化を図ることに重点をおきます。

#### 『インフラ資産の適正配置の目標』

各施設の長寿命化計画又は公営企業の経営戦略等に基づき、計画的な点検、修繕等を実施し、施設の長寿命化を図る。

**糸魚川市公共施設等総合管理指針**

**平成28年3月8日策定**

**令和3年3月18日改訂**

**発行：糸魚川市**

**（担当）総務部財政課管財係**

**〒941-8501**

**新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号**

**TEL 025-552-1511 FAX 025-552-8955**

**E-mail zaisei@city.itoigawa.lg.jp**